

第68回 定時株主総会 招集ご通知

2017年4月1日から2018年3月31日まで

証券コード 7278



EXEDY
株式会社エクセディ

第68回定時株主総会招集ご通知 目次

ごあいさつ

1 第68回定時株主総会招集ご通知

4 株主総会参考書類

添付書類

15 事業報告

27 連結財政状態計算書

28 連結損益計算書

29 貸借対照表

30 損益計算書

31 監査報告書

ご参考

35 EXEDY NEWS

37 製品の紹介

38 株式情報

39 海外関連会社所在地

- (注) 1. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.exedy.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
2. 当期の億円単位・百万円単位の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2018年6月5日



(左から)

取締役常務執行役員 豊原 浩 代表取締役専務執行役員 松田雅之 代表取締役社長 久川秀仁 取締役専務執行役員 岡村尚吾 取締役常務執行役員 松田賢二

証券コード 7278
2018年6月5日

株 主 各 位

大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
株式会社 エクセディ
代表取締役社長 久 川 秀 仁

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年6月25日(月曜日)午後5時までには議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
当社 本館2階 エクセディホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期(2017年4月1日から2018年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第68期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.exedy.com>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.exedy.com>)に掲載させていただきます。

【議決権の行使についてのご案内】

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

- 

1 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
- 

2 書面により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2018年6月25日（月曜日）午後5時までに到着
- 

3 インターネットにより行使いただく場合

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>にて議案に対する賛否を、行使期限までにご入力ください。

行使期限 2018年6月25日（月曜日）午後5時まで

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

【インターネットによる議決権行使方法について】

以下の事項をご参照のうえ、インターネットにより当社株主名簿管理人の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) 当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- (2) パソコンまたはスマートフォンなどによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用になれない場合もございます。

2. 議決権行使方法について

- (1) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金などの費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

〔システム等に関するお問い合わせ〕

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は利益配分について、事業基盤整備のための資金需要、業績、配当性向等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待に応えられるよう、適正な利益還元をさせていただきたいと考えております。

つきましては、以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社株式1株につき金50円
総額 2,408,230,600円

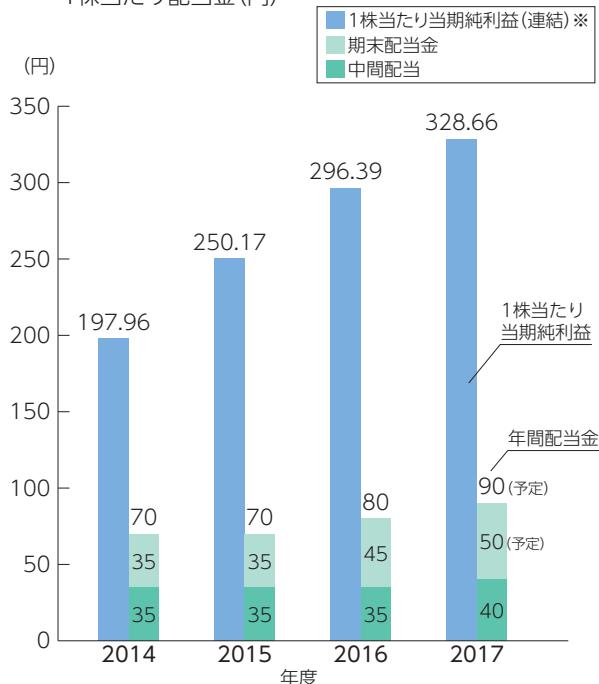
なお、2017年11月20日に1株につき40円の間配当を実施しておりますので、年間の配当金は1株につき、90円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 4,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 4,000,000,000円

● 配当金の推移
1株当たり配当金(円)



※1株当たり当期純利益(連結)について、2014年度及び2015年度は日本基準、2016年度及び2017年度は国際財務報告基準(IFRS)に基づき算出しております。

第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役3名を含む、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 ひさ かわ ひで ひと 久川 秀 仁 (1955年1月24日生)

所有する当社株式の数 16,800株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1978年4月 当社入社
2006年6月 取締役、海外ビジネス担当
2009年4月 営業本部長
2009年6月 取締役常務執行役員
2011年4月 取締役専務執行役員
2012年4月 代表取締役
2015年4月 代表取締役社長（現在に至る）

▶ 取締役候補者とした理由

久川秀仁氏は、2006年6月に当社取締役に就任し、長年にわたり経営に携わり、2015年4月より代表取締役社長として、当社の経営を担っております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

2 松田 雅之 (1951年6月27日生)

所有する当社株式の数 7,800株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

- 1974年4月 当社入社
- 2002年6月 取締役
- 2004年6月 営業本部長
- 2005年6月 常務取締役
- 2009年6月 取締役常務執行役員
- 2010年4月 取締役専務執行役員(現在に至る)
- 2012年4月 開発本部長
- 2015年4月 代表取締役(現在に至る)
調達本部長(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

松田雅之氏は、2002年6月に当社取締役に就任し、長年にわたり経営に携わり、2010年4月より専務執行役員として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

3 岡村 尚吾 (1956年9月16日生)

所有する当社株式の数 5,300株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

- 1982年3月 当社入社
- 2002年7月 東京営業所長
- 2005年6月 取締役
- 2006年9月 アセアン事業統括
- 2010年4月 常務執行役員
- 2015年4月 専務執行役員(現在に至る)
営業本部長(現在に至る)
- 2015年6月 取締役(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

岡村尚吾氏は、長年の海外駐在経験とアセアン事業担当、インド事業担当等の実績を持ち、また2015年6月より取締役専務執行役員として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

4 豊原

とよ はら

ひろし 浩 (1962年8月19日生)

所有する当社株式の数 2,300株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1995年1月 当社入社
 2010年4月 執行役員
 2011年4月 財務企画本部長
 2012年6月 取締役(現在に至る)
 2013年4月 上級執行役員
 管理本部長(現在に至る)
 2016年4月 常務執行役員(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

豊原浩氏は、財務・企画部門の部門長を始め、管理部門全般について豊富な経験と実績を持ち、2012年6月より取締役として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

5 松田

まつ だ

けん じ 賢二 (1962年10月23日生)

所有する当社株式の数 1,600株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1993年4月 当社入社
 2010年4月 執行役員
 2012年4月 生産管理本部長
 2013年4月 上級執行役員
 2016年4月 M&T製造本部長
 常務執行役員(現在に至る)
 2017年4月 MT製造本部長(現在に至る)
 2017年6月 取締役(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

松田賢二氏は、製造・生産管理部門について豊富な経験と実績を持ち、2017年6月より取締役常務執行役員として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

6 中 原

なか はら

ただし
正 (1962年10月8日生)

所有する当社株式の数 2,200株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1981年3月 当社入社
2009年4月 M&T事業部長
2009年6月 執行役員
2010年4月 M&T製造本部長
2012年6月 取締役(現在に至る)
2014年4月 AT製造本部長(現在に至る)
2016年4月 上級執行役員(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

中原正氏は、製造部門全般について豊富な経験と実績を持ち、2012年6月より取締役として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

7 藤 本 真 次

ふじ もと しん じ

(1962年6月5日生)

所有する当社株式の数 1,400株



新任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1985年3月 当社入社
2007年4月 技術開発本部副本部長
2012年4月 執行役員
2015年4月 開発本部長(現在に至る)
2016年4月 上級執行役員(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

藤本真次氏は、開発部門全般について豊富な経験と実績を持ち、2016年4月より上級執行役員として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。当社グループの企業価値向上へより一層の貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、新たに取締役候補者としてしました。

8 みつ や 三矢

まこと 誠 (1958年12月13日生)

所有する当社株式の数 2,000株



再任 社外

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1981年4月 アイシン精機株式会社入社
 2005年6月 同社常務役員
 2009年6月 同社専務取締役
 2012年6月 同社取締役・専務役員
 2013年6月 同社代表取締役副社長(現在に至る)
 2017年6月 当社取締役(現在に至る)

▶ 社外取締役候補者とした理由

三矢誠氏は、長年にわたりアイシン精機株式会社の経営に携わり、自動車部品業界における経営者としての豊富な知見を有しております。当社経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

9 あき た こう じ 秋田 幸治

(1962年2月17日生)

所有する当社株式の数 3,474株



再任

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1985年3月 当社入社
 2006年6月 取締役
 2009年6月 上級執行役員
 2011年4月 株式会社ダイナックス取締役常務執行役員
 2013年4月 同社取締役専務執行役員
 2015年4月 同社代表取締役社長(現在に至る)
 2015年6月 当社取締役(現在に至る)

▶ 取締役候補者とした理由

秋田幸治氏は、2015年4月より当社グループ最大の子会社である株式会社ダイナックスの代表取締役社長として、また、2015年6月より当社取締役として、幅広く当社グループの業務執行を担っております。今後も、当社グループの企業価値向上への貢献及び適切な経営判断が行われることを期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

10 よし かわ 吉川 いち ぞう 一三 (1946年5月20日生)

所有する当社株式の数 1,800株



再任 社外 独立

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

- 1970年4月 住江織物株式会社入社
- 1997年8月 同社取締役
- 2005年8月 同社代表取締役社長
- 2016年5月 株式会社近鉄百貨店社外取締役(現在に至る)
- 2016年6月 住江織物株式会社代表取締役会長
当社取締役(現在に至る)
- 2016年7月 住江織物株式会社代表取締役会長兼社長(現在に至る)

▶ 社外取締役候補者とした理由

吉川一三氏は、住江織物株式会社の代表取締役として、長年にわたり経営に携わり、上場企業の経営者としての豊富な知見を有しております。当社経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

11 たか の とし き 高野 利紀 (1954年8月31日生)

所有する当社株式の数 2,000株



再任 社外 独立

▶ 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

- 1984年1月 ローム株式会社入社
- 2010年6月 同社取締役
- 2015年6月 同社取締役退任
- 2017年6月 当社取締役(現在に至る)

▶ 社外取締役候補者とした理由

高野利紀氏は、ローム株式会社の取締役として、長年にわたり同社の経営に携わり、企業経営に関する幅広い知見を有しております。当社経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 三矢誠氏はアイシン精機株式会社の代表取締役副社長であり、当社と当社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、当該取引額は当社の連結売上収益の0.4%未満であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三矢誠氏、吉川一三氏及び高野利紀氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 吉川一三氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
4. 三矢誠氏及び高野利紀氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
5. 三矢誠氏が代表取締役副社長を務めるアイシン精機株式会社は、自動車用エンジン部品の可変バルブタイミング (VVT) 取引の一部に関し、米国独占禁止法違反を理由として、2015年2月に米国政府へ3,580万米ドルの罰金を支払っております。
6. 吉川一三氏が代表取締役を務める住江織物株式会社は、同社の米国現地法人における不適切な会計処理問題に起因し、2016年10月に過年度決算の訂正を行っております。
7. 当社と吉川一三氏、三矢誠氏及び高野利紀氏との間で、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。また、本議案が原案どおり承認可決され3氏が再任された場合は、それぞれの契約を継続する予定であります。
- 上記責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。
- (2) 上記の賠償責任の限定は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られる。
8. 吉川一三氏及び高野利紀氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 取締役に対する株式報酬変更の目的及び理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成され、「基本報酬」及び「賞与」の報酬限度額として2006年6月27日開催の第56回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。「株式報酬」につきましては、2014年6月24日開催の第64回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「現制度」といいます。）をご承認いただいております。

取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、「株式報酬」に関する見直しを行い、現制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、現制度は、本議案が承認可決されることを条件に、今後、継続しないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度の対象となる取締役は社外取締役及び非常勤取締役を除いた取締役（以下、「対象取締役」といいます。）とします。

対象取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給額については、取締役会において決定することといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対し、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

本議案に基づき、発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

本議案に基づく、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役は11名（うち社外取締役3名、非常勤取締役1名）となり、対象取締役は7名となります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年以上30年までの間で、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。)

(2) 譲渡制限の解除条件

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に取締役及び執行役員の地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

- 1) 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が、正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。
- 2) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本株式の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、国内の証券会社に開設する専用口座での管理等、当社が適切と判断する措置を講ずるものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

- 1) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。
- 2) 上記1) に規定する場合においては、当社は、上記1) の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 本割当契約における意思表示等

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

(ご参考) 当社は、当社の執行役員に対し、上記と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用しております。また、前連結会計年度の財務数値についても、IFRSに組み替えて比較分析を行っております。

当連結会計年度におきましては、中国及び国内を主としたAT製品の堅調な受注増加により、売上収益は増加いたしました。利益面におきましては、MT製品における価格競争の激化や鋼材市況の変動影響はあるものの、売上収益の増加とコスト低減活動により営業利益は増加いたしました。当連結会計年度の業績は、売上収益2,833億円（前年同期比5.6%増）、営業利益238億円（前年同期比3.6%増）、税引前利益225億円（前年同期比3.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益158億円（前年同期比10.9%増）となりました。

報告セグメントの種類別の概況は次のとおりです。

[MT（手動変速装置関連事業）]

海外での受注増加により売上収益は708億円（前年同期比6.2%増）となりました。セグメント利益は、価格競争の激化や鋼材市況の変動影響を受け、101億円（前年同期比8.9%減）となりました。

[AT（自動変速装置関連事業）]

中国及び国内での堅調な受注増加により、売上収益は1,778億円（前年同期比4.6%増）となりました。セグメント利益は、売上収益の増加及びコスト低減活動により120億円（前年同期比9.1%増）となりました。

[その他]

インドを中心に2輪製品の受注が堅調に推移した結果、売上収益は347億円（前年同期比10.1%増）となりました。セグメント利益は売上収益の増加に加えインド子会社の収益改善により32億円（前年同期比200.1%増）となりました。

所在地別の概況は次のとおりです。

[日本]

トランスミッションメーカー向けのAT製品の受注増加により、売上収益は1,307億円（前年同期比2.6%増）となりました。営業利益は、売上収益の増加とコスト低減に伴い、146億円（前年同期比18.0%増）となりました。

[北中米]

自動車メーカー向けのAT製品の受注減少により、売上収益は494億円（前年同期比3.6%減）となりました。売上減少により営業損失は、5億円（前年同期は18億円の営業利益）となりました。

[アジア・オセアニア]

受注の増加により、売上収益は954億円（前年同期比14.2%増）となりました。営業利益は、鋼材市況の変化による材料費増加はあるものの売上収益の増加により88億円（前年同期比11.9%増）となりました。

[その他]

欧州での自動車メーカー向けAT製品の受注増加により、売上収益は78億円（前年同期比28.6%増）、営業利益は4億円（前年同期は60百万円の営業損失）となりました。

(注) 当期の億円単位・百万円単位の金額は、表示単位未満を四捨五入で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は213億円で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

事業セグメント	会社名	内容
MT	当社 本社工場	生産能力増強
AT	当社上野事業所 上野工場	生産能力増強
	ダイナックス	工場増築、生産能力増強
	エクセディダイナックスメキシコ	生産能力増強
	ダイナックスアメリカ	生産能力増強

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

事業セグメント	会社名	内容
AT	当社上野事業所 上野工場	生産能力増強
	エクセディダイナックス上海	生産能力増強
	エクセディダイナックスメキシコ	生産能力増強

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達は、自己資金及び銀行借入金で充ちいたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

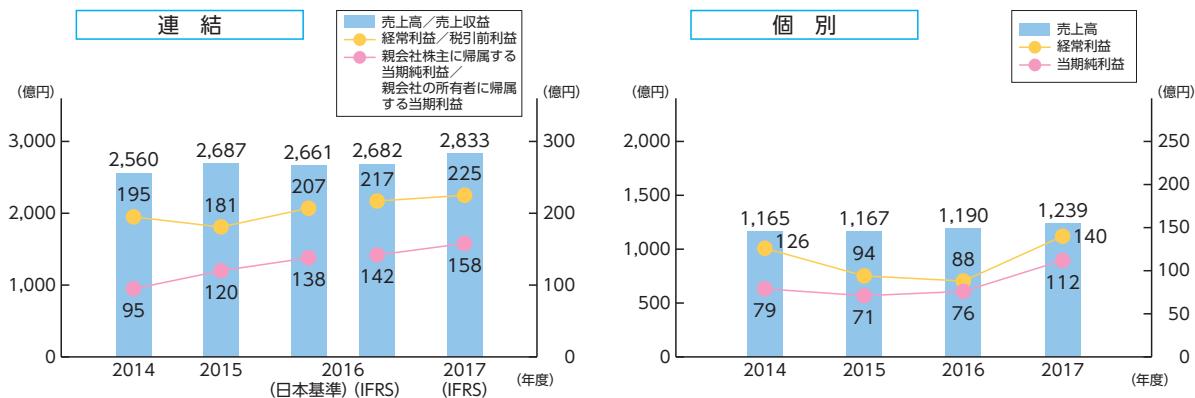
(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度		2017年度
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	(当連結会計年度) IFRS
売上高 / 売上収益	256,011	268,752	266,121	268,188	283,319
経常利益	19,582	18,112	20,796	—	—
税引前利益	—	—	—	21,744	22,499
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	9,503	12,013	13,855	14,237	15,791
1株当たり当期純利益/基本的1株当たり当期利益	197円96銭	250円17銭	288円44銭	296円39銭	328円66銭
総資産 / 資産合計	260,972	259,273	280,072	296,089	307,385
純資産 / 資本合計	170,326	173,526	180,069	192,392	203,631
1株当たり純資産額/1株当たり親会社所有者帰属持分	3,294円13銭	3,366円87銭	3,501円19銭	3,749円53銭	3,984円29銭



(9) 対処すべき課題

今後の自動車業界は、国内においては人口減少や海外生産移管に伴う市場の縮小、海外においては現地生産切替による収益増加は見込めるものの顧客のグローバル調達方針の拡大に伴う競争の激化等が予想され、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

このような中でも、利益を確保できる体質に変革するため、「基本ルールに基づくグローバル安全及び品質の保証力強化」「トルクコンバータ増産対応」「次世代対応製品のコンカレント（各部門同時並行）開発」「Simple Slim Compact、Make or Buy、構内物流改善による収益力強化」「グローバル人材の育成、ダイバーシティ・働き方改革推進」「未来商品・未来ビジネス創出」「BCP・トレーサビリティの進化」といった早急に対処すべき最優先の課題に、グループ総力を挙げて取り組んでまいります。

なお、各セグメントにおける課題は下記のとおりです。

- ・MT（手動変速装置関連事業）

グローバルなMT製造工程改善による競争力向上を図るとともに、エクセディブランドの確立により製品の生産から販売までのサプライチェーンをさらに強化してまいります。また、構内物流の改善、可動率向上により収益力強化を目指してまいります。

・AT（自動変速装置関連事業）

Simple Slim Compactな生産ライン構築や投資効率向上を図りつつ、当社グループ全体の生産能力を向上させ、安全・品質・納期・コストの全てを満足する製品の安定した供給体制を構築してまいります。

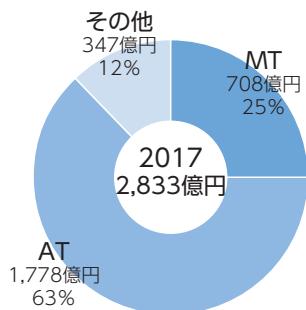
・その他事業

建設機械やフォークリフト向け製品については、鍛造・鍛造から大型トランスミッション組立まで一貫した生産機能を強みに安定した事業活動を図ってまいります。また、2輪用クラッチ分野では、アジア諸国の各生産会社の機能強化、次世代商品の開発による収益力確保を目指してまいります。

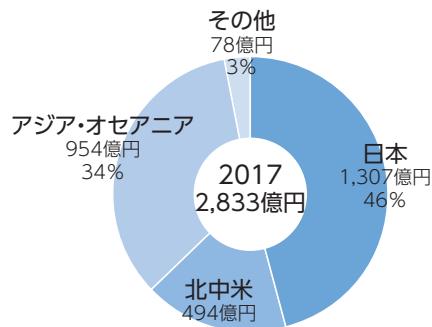
(10) 主要な事業セグメント（2018年3月31日現在）

事業セグメント		主要製品名
M	T	クラッチディスク、クラッチカバー、2マスマフライホイール
A	T	トルクコンバータ、オートマチックトランスミッション部品
そ	の	他
		2輪用クラッチ、パワーシフトトランスミッション・同部品、ブレーキ、リターダ、機械装置、金型治工具、運送請負

事業セグメント別売上構成比率(ご参考)



地域別売上構成比率(ご参考)



※売上収益は外部顧客に対する売上収益を使用しております。 17%

(11) 主要な営業所及び工場（2018年3月31日現在）

①当社

本 社	本社	(大阪府寝屋川市)
	本社工場	(大阪府寝屋川市)
生 産 拠 点	上野事業所	(三重県伊賀市)
	川越工場	(埼玉県川越市)
	広島工場	(広島県東広島市)
販 売 拠 点	東京営業所	(東京都武蔵野市)
	神奈川営業所	(神奈川県厚木市)
	静岡営業所	(静岡県富士市)
	浜松営業所	(静岡県浜松市)
	中部営業所	(愛知県安城市)
	広島営業所	(広島県安芸郡)

②子会社

(13) 重要な親会社及び子会社の状況をご参照ください。

(12) 従業員の状況（2018年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

(単位：名)

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
M T	4,168 (1,292)	△100 (93)
A T	6,443 (2,212)	268 (△287)
そ の 他	2,631 (1,555)	△192 (616)
全 社 (共 通)	174 (3)	43 (△3)
合 計	13,416 (5,062)	19 (419)

(注) 1. 従業員数は就業人員（出向者数は出向先の従業員数に含めております。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究開発部門等に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,690名 (1,184名)	18名 (△38名)	39.0歳	12.3年

(注) 従業員数は就業人員（出向者数は出向先の従業員数に含めております。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ダイナックス	北海道 千歳市	500 百万円	100%	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディアメリカ	米国 テネシー州	83 百万米ドル	60	自動変速装置用部品等 製造販売
ダイナックスアメリカ	米国 バージニア州	51 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディタイランド	タイ チョンブリ県	100 百万バーツ	67	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディマニファクチャリング インドネシア	インドネシア カラワン県	24 百万米ドル	100	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディダイナックスメキシコ	メキシコ アグアスカリエンテス州	105 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディダイナックス上海	中国 上海市	578 百万元	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディ重慶	中国 重慶市	101 百万元	70	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディクラッチインド	インド カルナータカ州	5,081 百万ルピー	100	2輪用クラッチ 製造販売
エクセディインド	インド グレートノイダ市	60 百万ルピー	73	クラッチ装置部品等 製造販売
エクセディグローバルパーツ	米国 ミシガン州	5 百万米ドル	100	クラッチ装置部品等 販売
エクセディクラッチヨーロッパ	英国 チェシャー	325 千ポンド	100	クラッチ装置部品等 販売
ダイナックス工業（上海）	中国 上海市	10 百万米ドル	100	自動変速装置用部品等 製造販売
エクセディミドルイースト	アラブ首長国連邦 ドバイ	1,500 千ディルハム	73	クラッチ装置部品等 販売
エクセディオーストラリア	豪州 ビクトリア州	1,400 千豪ドル	75	クラッチ装置部品等 販売
エクセディベトナム	ベトナム ビンフック省	4 百万米ドル	80	2輪用クラッチ 製造販売

(注) 議決権比率には、間接所有分も含めております。

(14) 主要な借入先の状況（2018年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,410百万円
株式会社三井住友銀行	7,468百万円
アイシンホールディングスオブアメリカ	1,785百万円

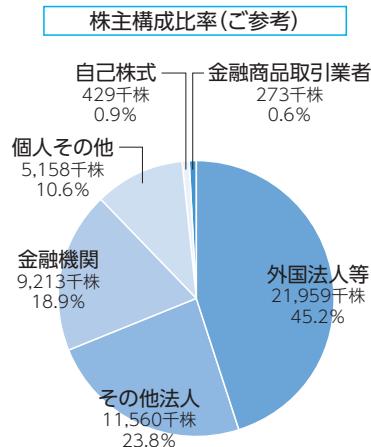
(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 168,000,000 株
 ②発行済株式の総数 48,593,736 株
 ③株主数 13,054 名 (前期末比 1,211名増加)
 ④大株主 (単位:千株)

株主名	持株数	持株比率
アイシン精機株式会社	7,230	15.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,290	11.0
アイシンホールディングスオブアメリカ	4,500	9.3
アイシンヨーロッパ S A	4,500	9.3
全国共済農業協同組合連合会	1,459	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,287	2.7
日野自動車株式会社	1,271	2.6
ダイハツ工業株式会社	1,241	2.6
芭蕉会	1,006	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	656	1.4



※1. 持株比率は、当社所有の自己株式429,124株を控除して計算しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、2018年3月31日現在の当社従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP」に係る株式が48,200株及び、「役員報酬BIP」に係る株式が63,987株含まれております。

⑤株式に関する重要な事項
(自己株式の処分)

当事業年度において、従業員に対し、株式付与ESOP信託口より7,600株、退任取締役等に対し役員報酬BIP信託口より5,094株の株式付与を実施いたしました。なお、2018年3月31日現在の両信託口の株式数は上記のとおりであります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2018年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久川秀仁	
代表取締役	松田雅之	専務執行役員、調達本部長
取締役	岡村尚吾	専務執行役員、営業本部長
取締役	豊原浩	常務執行役員、管理本部長
取締役	松田賢二	常務執行役員、MT製造本部長
取締役	小島義弘	上級執行役員、TS製造本部長
取締役	中原正	上級執行役員、上野事業所長、AT製造本部長
取締役	三矢誠	アイシン精機株式会社 代表取締役副社長
取締役	秋田幸治	株式会社ダイナックス 代表取締役社長
取締役	吉川一三	住江織物株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社近鉄百貨店 社外取締役
取締役	高野利紀	
常勤監査役	西垣敬三	
監査役	豊田幹司郎	アイシン精機株式会社 取締役会長
監査役	福田正	弁護士、田辺三菱製薬株式会社 社外監査役
監査役	坪田聡司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役三矢誠氏、吉川一三氏及び高野利紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役豊田幹司郎氏、福田正氏及び坪田聡司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役坪田聡司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役吉川一三氏及び高野利紀氏、監査役福田正氏及び坪田聡司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	12名（4名）	246百万円（16百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	35百万円（17百万円）
合計（うち社外役員）	16名（7名）	281百万円（33百万円）

- (注) 1. 上記には、2017年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおり、無報酬の取締役1名は含んでおりません。
 2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
 3. 2006年6月27日開催の第56回定時株主総会決議による報酬限度額
 取締役 年額 300百万円
 監査役 年額 60百万円
 4. 報酬等の総額には、当事業年度中に費用処理した役員賞与を含んでおります。
 5. 上記のほか、取締役7名に対する役員株式報酬費用26百万円を計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(2018年3月31日現在)

区分	氏名	兼任先会社名	兼任の内容
取締役	三矢 誠	アイシン精機株式会社	代表取締役副社長
取締役	吉川 一三	住江織物株式会社 株式会社近鉄百貨店	代表取締役会長兼社長 社外取締役
監査役	豊田 幹司郎	アイシン精機株式会社	取締役会長
監査役	福田 正	田辺三菱製薬株式会社	社外監査役

- (注) 1. 当社はアイシン精機株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
 2. 当社は住江織物株式会社及び株式会社近鉄百貨店との間に特別の関係はありません。
 3. 当社は田辺三菱製薬株式会社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	三矢 誠	2017年6月27日就任以降開催の取締役会の8割に出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
取締役	吉川 一三	当事業年度開催の取締役会の9割に出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
取締役	高野 利紀	2017年6月27日就任以降開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
監査役	豊田 幹司郎	当事業年度開催の監査役会、並びに取締役会の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
監査役	福田 正	当事業年度開催の監査役会、並びに取締役会の9割に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。
監査役	坪田 聡司	当事業年度開催の監査役会、並びに取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。

- イ. 各社外取締役及び各社外監査役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とします。
- ロ. 上記の賠償責任の限定は、各社外取締役及び各社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 執行役員の状況

(2018年3月31日現在)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況	役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	松田雅之	調達本部長	上級執行役員	吉永徹也	中国事業担当
専務執行役員	岡村尚吾	営業本部長	上級執行役員	長内芳美	2輪事業本部長
常務執行役員	豊原浩	管理本部長	執行役員	馬場理仁	グローバル生産準備本部副本部長
常務執行役員	松田賢二	MT製造本部長	執行役員	山村佳弘	グローバル人材開発本部長
上級執行役員	小島義弘	TS製造本部長	執行役員	田端茂夫	品質保証本部副本部長
上級執行役員	中原正	上野事業所長 AT製造本部長	執行役員	後藤智詔	アセアン事業担当
専務執行役員	土井利政	グローバル生産準備本部長 グローバル監査部長	執行役員	廣瀬譲	営業本部副本部長
上級執行役員	藤本真次	開発本部長	執行役員	山川順次	北中米事業担当
上級執行役員	権藤光弘	品質保証本部長	執行役員	鈴木隆	生産技術本部長

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	84百万円
2 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社など一部の子会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた当事業年度の監査計画、監査時間及び監査報酬見積額の妥当性について検討し、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・企業倫理・環境対応など、企業の社会的責任を果たし、社会的な評価を向上させる」ことを経営方針の一環としております。

この方針に沿い、会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの基本方針を取締役会において以下のとおり決議し、統制状況の報告を取締役会において必要に応じ、行っております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書保管保存規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、業務執行に関する情報を適切に保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理本部を総合的なリスク管理の統括部署とし、損失を未然に防ぐ活動を展開する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回開催する他、常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を月2回開催し、経営上の課題について、審議検討を行い、状況に応じて、機動的に対応できるシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エグゼディ行動規範」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して法令、定款、社内規程遵守の啓発に努め、併せて「内部通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス経営を確保する。また、社長直轄の独立した監査部門であるグローバル監査部は、当社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理業務を管理本部において統括する。

① グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社の業務執行状況は、各社が提出する月次報告書により確認し、業務執行についての重要事項は、取締役会、経営会議にて報告・審議する。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社にも適用される、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、損失を未然に防ぐ活動を展開する。

③ グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は連結中期経営計画を作成し、当該計画を具体化するための目標・課題をグループ全体で共有し、効率的な職務執行体制の確保に努める。

(6) グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が定める「エグゼディ行動規範」をグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に必要に応じて翻訳の上、小冊子を配付し周知徹底する。グローバル監査部は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ会社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて使用人を置くものとする。

(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価、懲戒処分について、事前に常勤監査役に報告し、意見を求めるものとする。

- (9) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社が監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人は他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (10) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び執行役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとする。
- ② グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社グループの役員並びに使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について、報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- (11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報者保護規程」に基づき、相談又は内部通報をした者に対して、そのことを理由として解雇その他の不利益な処分は行わない。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
- (13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、常勤監査役が経営会議その他の各種会議体に参加し、業務執行状況を常に把握しうる体制を維持する。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「エクセディ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを定め、全ての従業員に周知徹底する。
6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度におきましては、取締役会を12回、経営会議を24回開催し、効率的な業務執行に努めると共に、リスク管理委員会を3回開催し、グループ全体の問題案件への対応及び、再発防止策の協議を行いました。また、定期的にグループ会社を含めたりスク事案の調査を行っており、重要な案件については、取締役会において報告がなされました。
当社及びグループ会社の業務監査やコンプライアンスのチェックはグローバル監査部が計画的に行っており、定期的に常勤監査役にも報告しております。
常勤監査役は経営会議及びリスク管理委員会に出席し、業務執行状況の把握に努めております。
また、当社では内部通報窓口のほか、グループ全体の行動倫理に関する相談窓口を設置しております。
さらに、社外の弁護士に従業員が直接、相談通報できる窓口「エクセディホットライン」を設置しており、不正行為等の未然防止・早期発見に努めております。
これらの周知徹底のため、グループ全員に配付される「エクセディ行動規範」において、相談窓口を明示し、コンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

連結財政状態計算書 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	138,202	流動負債	59,803
現金及び現金同等物	44,698	社債及び借入金	8,676
営業債権及びその他の債権	55,063	営業債務及びその他の債務	39,573
その他の金融資産	1,642	その他の金融負債	150
棚卸資産	32,892	未払法人所得税	4,093
その他の流動資産	3,907	短期従業員給付	1,330
非流動資産	169,183	引当金	3,267
有形固定資産	156,867	その他の流動負債	2,714
建物及び構築物	50,089	非流動負債	43,950
機械装置及び運搬具	71,766	社債及び借入金	35,052
工具、器具及び備品	7,842	その他の金融負債	155
土地	12,000	退職給付に係る負債	5,849
建設仮勘定	15,169	繰延税金負債	2,204
のれん及び無形資産	3,564	その他の非流動負債	691
その他	8,753	負債合計	103,754
持分法で会計処理されている投資	137	(資本の部)	
資本性金融商品に対する投資	3,610	親会社の所有者に帰属する持分	191,455
その他の金融資産	153	資本金	8,284
繰延税金資産	2,523	資本剰余金	7,656
退職給付に係る資産	1,071	自己株式	△1,367
その他の非流動資産	1,258	その他の資本の構成要素	△ 926
資産合計	307,385	利益剰余金	177,808
		非支配持分	12,177
		資本合計	203,631
		負債及び資本合計	307,385

連結損益計算書 (2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	283,319
売 上 原 価	225,619
売 上 総 利 益	57,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	33,275
そ の 他 の 収 益	1,195
そ の 他 の 費 用	1,812
営 業 利 益	23,808
金 融 収 益	175
金 融 費 用	1,497
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	12
税 引 前 利 益	22,499
法 人 所 得 税 費 用	5,986
当 期 利 益	16,513
親会社の所有者に帰属する当期利益	15,791
非支配持分に帰属する当期利益	722

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	67,844	流動負債	31,988
現金及び預金	30,699	買掛金	10,358
電子記録債権	3,633	1年内返済予定の長期借入金	250
売掛金	22,531	未払金	1,745
商品及び製品	2,670	未払費用	4,007
仕掛品	2,231	未払法人税等	1,144
原材料及び貯蔵品	1,158	前受金	472
前渡金	1,154	預り金	12,009
繰延税金資産	1,584	製品保証引当金	1,981
短期貸付金	1,248	その他の	23
その他の貸倒引当金	1,062	固定負債	26,227
△ 126		社債	10,000
固定資産	97,543	長期借入金	11,750
有形固定資産	43,040	長期未払金	60
建物	13,272	退職給付引当金	4,193
構築物	449	資産除去債務	30
機械及び装置	15,914	その他の	194
車両運搬具	95	負債合計	58,215
工具、器具及び備品	3,774	(純資産の部)	
土地	5,460	株主資本	105,842
建設仮勘定	4,076	資本金	8,284
無形固定資産	2,427	資本剰余金	7,565
借地権	36	資本準備金	7,541
ソフトウェア	2,379	その他資本剰余金	24
その他の	12	利益剰余金	91,360
投資その他の資産	52,076	利益準備金	1,806
投資有価証券	2,610	その他利益剰余金	89,555
関係会社株	35,991	買換資産積立金	537
関係会社出資金	8,390	別途積立金	76,920
長期貸付金	3,490	繰越利益剰余金	12,098
長期前払費用	70	自己株式	△1,367
前払年金費用	987	評価・換算差額等	1,330
繰延税金資産	946	その他有価証券評価差額金	1,330
その他の	2,089	純資産合計	107,172
貸倒引当金	△2,496	負債純資産合計	165,387
△ 2,496			
資産合計	165,387		

損益計算書 (2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	123,916
売 上 原 価	99,538
売 上 総 利 益	24,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,547
営 業 利 益	9,831
営 業 外 収 益	5,907
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,841
そ の 他	1,065
営 業 外 費 用	1,690
支 払 利 息	62
社 債 利 息	39
為 替 差 損	344
そ の 他	1,245
経 常 利 益	14,047
税 引 前 当 期 純 利 益	14,047
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,814
法 人 税 等 調 整 額	18
当 期 純 利 益	11,214

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社エクセディ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 友田 和彦 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクセディの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エクセディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社エクセディ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 友田 和彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクセディの2017年4月1日から2018年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

株式会社エクセディ 監査役会

常勤監査役	西 垣 敬 三 ㊟
社外監査役	豊田幹司郎 ㊟
社外監査役	福 田 正 ㊟
社外監査役	坪 田 聡 司 ㊟

以 上

EXEDY NEWS

上野事業所SSCライン稼働開始。
シンプル・スリム・コンパクトをコンセプトに設計された
トルクコンバータ生産ライン



ライン設置面積半分で時間出来高が大幅に向上

Manufacturing 生産

ダイナックスの苫小牧第4・5工場の拡張
物流・コイルセンターが完成



Electrification 電動化対応



将来の電動技術開発への対応のため、
ダイナックスが株式会社FOMMに出資

Awards 受賞

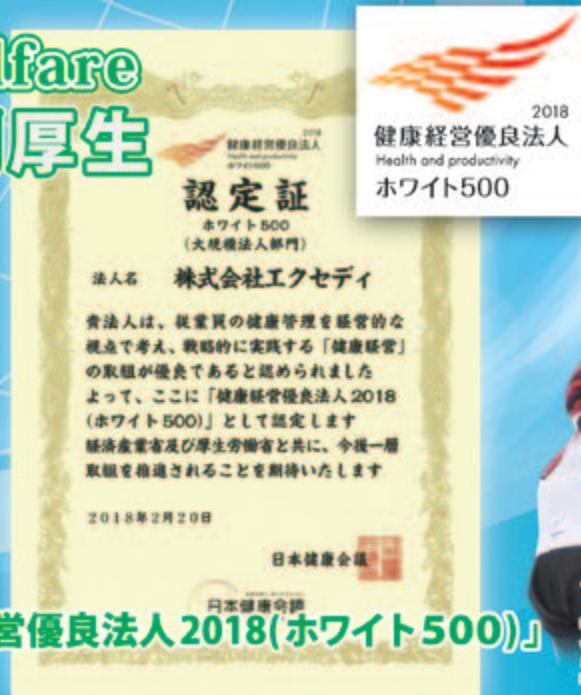


エクセディアアメリカがGM様より
Supplier Quality Excellence Award 受賞



エクセディダイナックス上海が
豊田汽車(常熟)様から品質達成賞を
豊田汽車技術中心様から原価優良賞を受賞

Welfare 福利厚生



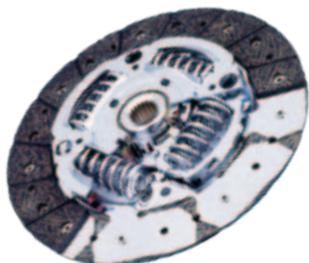
「健康経営優良法人2018(ホワイト500)」
に認定

Supports Activity スポーツ支援活動



ダイナックス社員の大澤選手、米山選手が
女子アイスホッケー日本代表として
平昌オリンピックで活躍

MT(手動変速装置関連事業)



WAD (ワイドアングルダンパー)



クラッチカバー (プルタイプ)



カーボンクラッチ

AT(自動変速装置関連事業)



低速ロックアップトルクコンバータ



フリクションディスク



プラグインハイブリッド車用ダンパー

産業機械用、バイク用等



ラフテレーンクレーン用トランスミッション



バイク用湿式多板クラッチ



バイク用プーリー付き乾式遠心クラッチ

株式情報

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当	毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。
中間配当	毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に基づき、金銭による剰余金の配当を支払う。
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	同上
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話（通話料無料）0120-094-777
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により当社ホームページ（ http://www.exedy.com ）に掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

(ご注意)

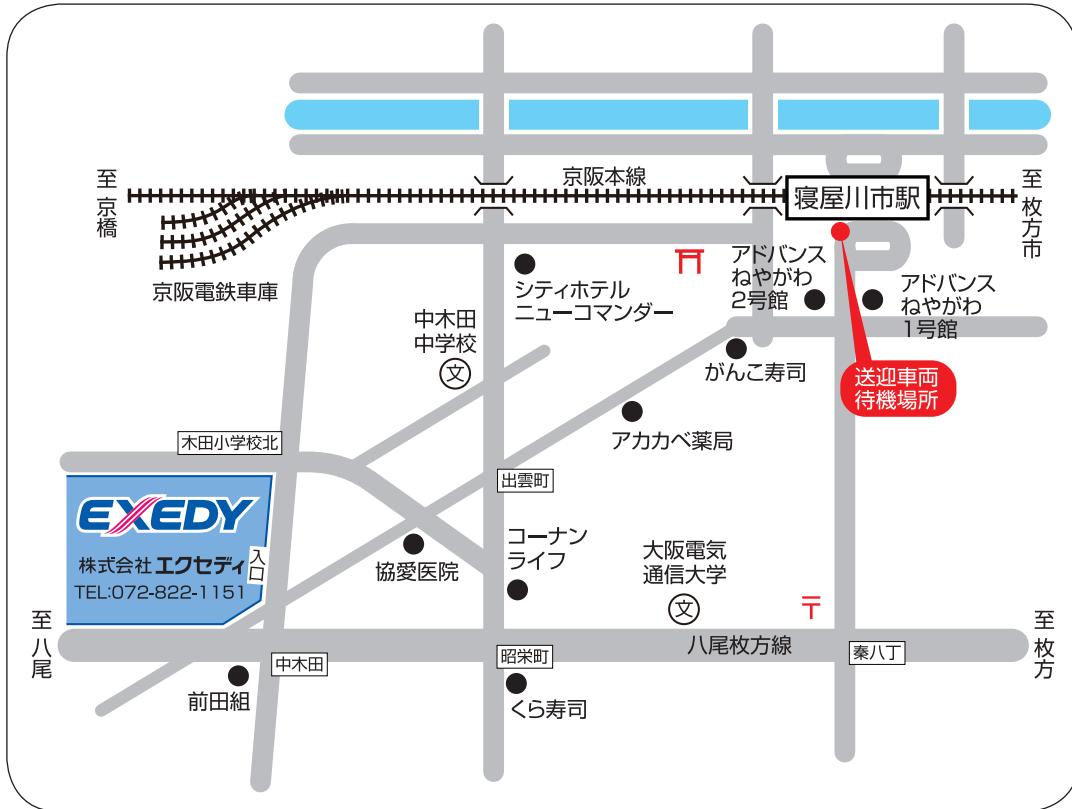
- ①株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- ②特別口座に記載された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
- ③未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主優待制度

対象株主	毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている100株以上ご所有の株主様
優待制度の概況	カタログよりお選びいただいた各地の特産品や様々な商品を無料でお届けいたします。
カタログ送付時期	毎年6月末から7月初めを予定しております。



株主総会会場ご案内図



(注) 寝屋川市駅前（東口）より送迎車両が午前9時30分から運行いたしますので
ご利用ください。
(最終午前9時50分発)
寝屋川市駅より徒歩およそ20分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、環境にやさしい[FSC認証紙]
[ベジタブルインキ]を使用しています。

株式会社エクセディ